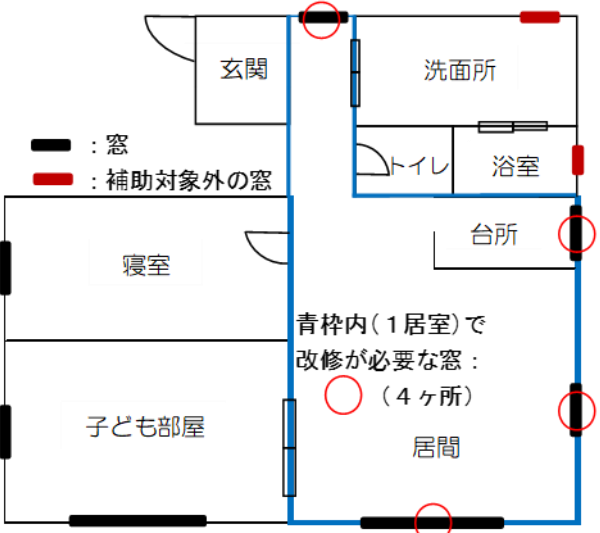


貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助制度

窓の断熱改修についてのよくあるご質問

No.	質問	回答
1	「居室」とは何ですか。	<p>本補助制度における「居室」とは、「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室」のことを指します。また、「壁や戸などにより明確に区切られたもの」を1居室と数えます。</p> <p>具体的には、リビングや寝室等になり、浴室・トイレ等は含まれません。また、パーティションやカーテン等による仕切りは明確に区切られたものに該当しません。</p> 
2	補助対象となる製品を教えてください。	<p>国の既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象として登録されている製品(※)となります。</p> <p>※登録されている製品についてはこちら(https://ekes.jp)をご確認ください。</p>
3	補助対象となる断熱改修はどのようなものですか。	<p>複層ガラスへの交換、内窓・外窓の新設のいずれか、またはそれらの組み合わせによる改修になります。</p> <p>1つの居室内に存在する外気に接するすべての既存の窓に対して、上記の改修を行う必要があります。</p>
4	リフォームと同時に窓の断熱改修を実施します。居室を増築し、新たにできた窓を二重窓にした場合、補助対象になりますか。	<p>本補助制度は、地球温暖化対策の一環として、住宅における省エネルギー化を促進することを目的としています。既存の窓に対して、断熱改修を行ったものが対象です。そのため、リフォーム等で新たに追加設置する窓に対しては対象外となります。</p>

5	5つの居室について、3居室を本年度、2居室を次年度断熱改修予定ですが、年度を分けて申請することはできますか。	窓の断熱改修の補助金については、1居室あたり1万円とし、3居室3万円を上限としております。また、過去に市の補助金を受けていない1居室あたり1回限りの交付となります。 本補助制度が継続されている場合に限り、年度ごとに申請することは可能です。ただし、社会情勢等によって制度は随時変更される可能性がありますので、ご確認のうえお手続きください。
6	すでに断熱窓にしているものを、更に効率のいい製品へ換えたいと考えていますが、補助を受けることができますか。	前述のとおり、地球温暖化対策の一環として、既存住宅における断熱効率を上げ、省エネルギー化を図ることが目的です。すでに断熱窓にしている住宅については、一定の断熱の効果が認められることから、対象外となります。
7	改修工事は年度内に終了する予定ですが、必要書類がそろそろまでに年度を超えてしまいます。申請書だけ先に受理してもらえますか。	申請時にすべての書類がそろっている必要があるため、事前に申請書のみのお預かりはしておりません。工事実施の時期や書類の手配についてはご注意ください。
8	窓の断熱改修・太陽光パネル・蓄電池・エネファームを全て年度内に購入・設置・施工しましたが、すべて同時に申請可能ですか。また、補助金額はいくらになりますか。	年度内に設置・施工し、書類がそろっているのであれば、同時に申請可能です。審査の後、不備等なければ、以下を上限とした合計金額が交付されます。 ・太陽光+蓄電池 4万円 ・家庭用燃料電池システム 2万円 ・窓の断熱改修 1居室1万円（3居室まで）
9	申請書の「登録番号」とは何ですか。	国の既存住宅における断熱リフォーム支援事業における補助対象製品の登録番号です。こちら（ https://ekes.jp ）で調べることができます。
10	申請に必要な添付書類について、「窓の断熱改修を行った箇所を示す間取り図」は自作のものでよいですか。	自作のもので構いません。断熱改修前後の窓の写真と間取り図に記載の窓の箇所が一致するように示してください。
11	居室の数え方や予定している工事が補助対象なのか事前に相談したいです。	ご不明な点は、施工前にお電話、メールまたは直接窓口にてお問合せください。ご連絡先は以下のとおりです。間取り等の資料を添付いただくか、ご持参いただきますとスムーズです。 【環境衛生課】貝塚市役所 第二別館2階 電話：072-433-7186 メール：kankyo@city.kaizuka.lg.jp 土・日・祝を除く平日午前8時45分から午後5時15分まで